

用途地域等見直し

市の原案がまとまりました

～東京都に提出～ 用途地域等見直しの経過

東京都は、地域ごとの課題に対応した土地利用施策を展開するため、平成14年7月に「用途地域等の見直しに関する指定方針及び指定基準」を策定し、平成16年度の決定告示に向けて、区市町に用途地域等の見直しに関する原案等の作成を依頼しました。それを受けて、市では平成15年7月の原案提出に向け、用途地域等の見直し作業を行ってきました。

今年の2月には、皆さんが用途地域等見直しについて考える素材として、見直し数7か所の用途地域等見直し案図を全戸に配布しました。また、市内会場で市民説明会を開催し、寄せられた意見に基づき検討や東京都との調整を経て、見直し数10か所の「西東京市原案」を作成しました。5月27日に開催した平成15年度第1回西東京市都市計画審議会で、原案について諮問しました。その後審議会から答申を受けましたので、7月に東京都に提出しました。

用途地域等見直しの基本的な考え方

用途地域等見直し今後のスケジュール(予定)

| | | |
|-------|------------|-------------------------------|
| 平成15年 | 9月 | 東京都素案の策定 |
| 平成15年 | 10月 | 東京都都市計画審議会へ中間報告 |
| 平成15年 | 10月 | 東京都素案縦覧 |
| 平成15年 | 11月10日～21日 | 東京都公聴会(西東京都市計画区域は小平福祉会館にて17日) |
| 平成16年 | 2月 | 東京都案の策定 |
| 平成16年 | 3月 | 東京都案公告・縦覧 |
| 平成16年 | 5月 | 東京都都市計画審議会 |
| 平成16年 | 7月 | 都市計画決定告示 |

のため、それに見合った用途地域等がすでに指定されています。そのため、今回は都市計画道路の整備が具体化した区域、著しく土地利用の変化が見られる区域、合併による旧行政界付近の不連続な区域およびその他の都市計画上の課題が明らかになった場合について、用途地域等を見直しました。

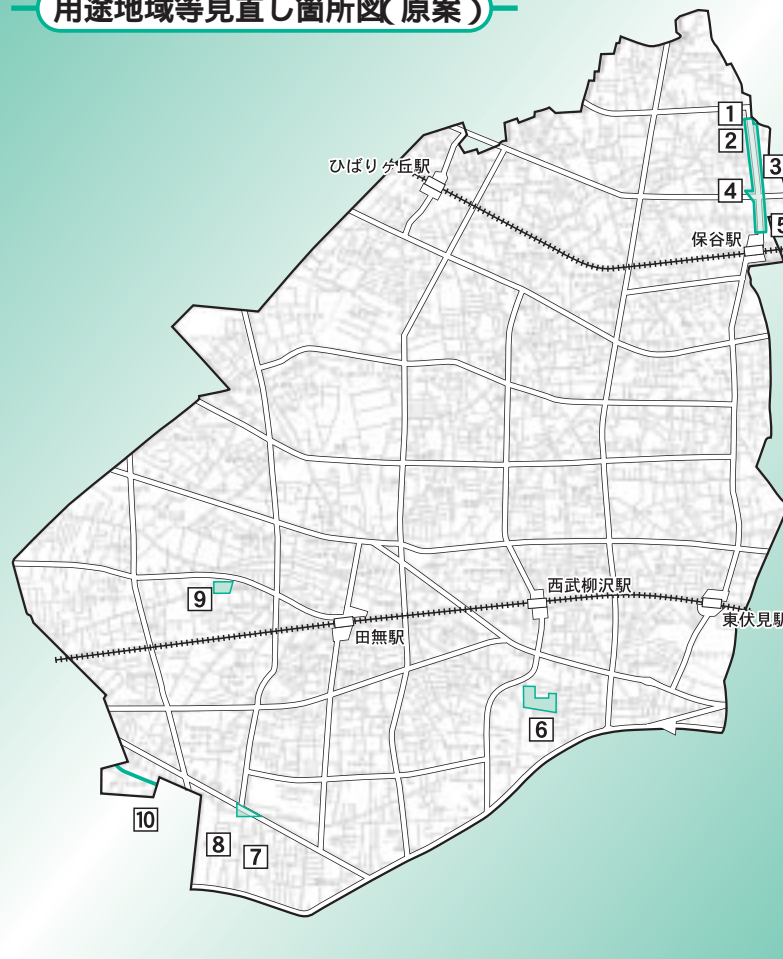
用途地域等見直し原案は、市のホームページでもご覧いただけます。

都市計画課(保内線2411)

用途地域等見直し箇所一覧表

| 図面番号 見直し箇所 | 見直し原案 | | | | 現行 | | | |
|----------------|-------|-------------|--------------|--------------|------|-------------|--------------|--------------|
| | 用途地域 | 容積率 建ぺい | 絶対高さ 高度地区 | 防火・ 準防火地域 | 用途地域 | 容積率 建ぺい | 絶対高さ 高度地区 | 防火・ 準防火地域 |
| ①下保谷三丁目 | 一中高 | 200% 60% | 2高 | 準防火 | 一低 | 80% 40% | 10m 1高 | |
| ②下保谷三丁目 | 一中高 | 200% 60% | 2高 | 準防火 | 一低 | 100% 50% | 10m 1高 | 準防火 |
| ③下保谷三丁目 | 一中高 | 200% 60% | 2高 | 準防火 | 一低 | 80% 40% | 10m 1高 | |
| ④下保谷三丁目 四丁目 | 一中高 | 200% 60% | 2高 | 準防火 | 一低 | 100% 50% | 10m 1高 | 準防火 |
| ⑤下保谷四丁目 | 近商 | 300% 80% | 3高 | 準防火 | 一低 | 100% 50% | 10m 1高 | 準防火 |
| ⑥柳沢二丁目 | 一住 | 200% 60% | 2高 | 準防火 | 準工 | 200% 60% | 2高 | 準防火 |
| ⑦向台町四丁目 | 一低 | 100% 50% | 10m 1高 | 準防火 | 一低 | 80% 40% | 10m 1高 | |
| ⑧向台町四丁目 | 一中高 | 200% 60% | 2高 | 準防火 | 一低 | 80% 40% | 10m 1高 | |
| ⑨田無町六丁目 | 一住 | 200% 60% | 2高 | 準防火 | 準工 | 200% 60% | 2高 | 準防火 |
| ⑩向台町六丁目 | 一低 | 80% 40% | 10m 1高 | | 一低 | 50% 30% | 10m 1高 | |

用途地域等見直し箇所図(原案)



一覧表内の用途地域の正式名称は次のとおりです。

一低(第一種低層住居専用地域) 一中高(第一種中高層住居専用地域)
一住(第一種住居地域) 近商(近隣商業地域)
準工(準工業地域)

道路・公園環境美化一斉清掃にご協力を

9月27日(土) 午前8時30分～10時



老人クラブ連合会の皆さんにご協力をいただき、市内道路、公園などに捨てられている空き缶、空き瓶の回収作業を行います。

老人クラブの皆さんが、それぞれの地域内に散乱している空き缶、空き瓶を集め、23か所の臨時集積所に持ち寄るものです。老人クラブ以外の団体、個人の参加も歓迎します。ご協力くださる方は、午前10時までに、次の臨時集積所に空き缶、空き瓶をお持ちください。

環境美化の推進にご理解ご協力を願います。

雨天実施
臨時集積所

- 谷戸いちよう公園(谷戸町2-12) 谷戸第二地区会館(谷戸町3-13) 谷戸地区会館(谷戸町1-9) 緑町三丁目都営アパート集会所(緑町3-8) 田無町七丁目都営アパート公園(田無町7-5) 芝久保地区会館(芝久保町3-15) 田無駅北口第一自転車駐車場西側出口前(田無町4-5) 南町六丁目小林実(南町6-9) 田無庁舎西側駐車場(南町5-6) 南町第一児童遊園(南町2-2) 向台公園(東側入口)(向台町2-5) 北町緑地保全地域(北町森林公園)(北町5-5) ひばりが丘北わんぱく公園(ひば

- りが丘北2-2) あらやしき公園(下保谷4-8) 武道場(東町2-4) 住吉福祉会館(住吉町6-1) 保谷庁舎正面入口(中町1-5) 中町児童館(中町4-4) 第2えのき児童遊園(保谷町5-2) 富士町福祉会館(富士町6-6) ②1 千駄山広場(東伏見1-4) ②2 むくの木公園(柳沢2-3) ②3 新町福祉会館(新町5-2) 問合せ 西東京市老人クラブ連合会(会長・田代 0954) 環境保全課(保内線2211)

消費生活相談Q&A タダより高い物はない! ～SF商法にご注意!～

Q1 路上で配っていたティッシュを受け取ると、「当たり!お土産をあげるよ」とビルの中の会場に連れて行かれた。鍋などをたくさんもらい断りにくい状況になり、高額のおとんセットの契約をしたが、解約したい。

Q2 買物途中で急いでいるからと断ったのに、プレゼントをあげるからと会場に連れて行かれて引き止められ、無料で日用品を渡されたうえ、体いいからと勧められ、整水器などを契約した。誰にも言えずに1か月経ったが解約できないか。

A Q1について
これは契約の翌日の相談だったので、クーリング・オフをばがきで通知し、全面解約できました。Q2については、クーリング・オフ期間が過ぎていたため、契約時の状況と解約理由をまとめた「契約解除願い」の書面を事業者に送るよう助言しましたが、その後解約料を

支払って解決しました。この相談のような販売方法をSF(催眠)商法といい、会場に誘って無料で日用品などを渡し、断りにくい雰囲気において、複数の販売員が長時間勧誘し、目的の高額商品を契約させるといいます。

無料、格安を強調した広告は数多くありますが、勧誘されて結果的に不要な契約をしてしまう場合があります。特に高齢者などは注意が必要です。

契約後8日間はクーリング・オフ期間で、解約を書面で通知すれば無条件で解約できます。その期間を過ぎると解約が難しくなりますが、販売方法などに問題がある場合、解約できることもありますので、早めにご相談ください。

詳しくは、消費生活相談室へお問い合わせください。

田無庁舎2階消費生活相談室(保内線1431) 消費者センター消費生活相談室(25-4040)